

令和8年度地下水位・地盤沈下観測調査業務

仕様書

令和8年4月

関東農政局 農村振興部 農村環境課

第1章 総則

第1-1条（適用範囲）

本業務の施行にあたっては、本仕様書によるものとする。

第1-2条（目的）

本業務は、関東平野北部における地下水調査の一環として、地下水位及び地盤沈下等の観測を行い、その動向を把握することを目的とする。

第1-3条（一般事項）

- 1 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中に監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。調査結果に不具合がある場合は、調査のやり直しを命ずることがある。
- 2 受注者は、調査中は十分な設備をなし、公衆に迷惑を及ぼさないようにするとともに、関係法規を遵守して、人畜・家屋・その他の建築物に対しての危険防止には、万全の注意を払うこと。なお、受注者の不注意により生じた損害事故に対する補償は、全て受注者の負担とする。

第2章 調査の概要

第2-1条（調査場所）（観測所名、所在地及び諸元については本仕様書末尾の表-1及び図-1を参照）

茨城県：常総市、取手市、結城郡八千代町、猿島郡五霞町

栃木県：宇都宮市、真岡市、小山市、鹿沼市、那須塩原市、河内郡上三川町、下都賀郡野木町、栃木市、芳賀郡芳賀町

埼玉県：熊谷市、越谷市、幸手市、比企郡川島町、同郡吉見町

千葉県：野田市

計 21 観測所（44 観測井）

第2-2条（地下水位・地盤沈下等観測調査）

- 1 地下水位及び地盤沈下の記録回収：前条の観測井・6回
- 2 観測施設の保守・点検：前条の観測井・6回
- 3 観測施設の標高測定：4観測所・1回
- 4 地下水位及び地盤沈下の記録整理・報告書作成：前条の観測井・一式

第3章 地下水位・地盤沈下観測調査内容

第3-1条（作業内容）

作業内容は、次に示すとおりである。

（1）地下水位観測及び地盤沈下の記録回収

- 1）表-1に示す観測所において、令和8年6月上旬～令和9年2月下旬の期間に、概ね2ヶ月以内毎に計6回観測記録を現場にて回収する。具体的な回収時期は監督職員と打合せて決定する。回収は監督職員より貸与する観測施設の鍵、データ回収用プログラム及び接続コード（観測機器の機種によりUSBあるいはRS-232Cがある）・SDカードを使用し、受注者側で用意するパーソナルコンピュータで回収する。
- 2）少雨等の気象条件により地下水位の大幅な低下や地盤沈下の進行が危惧される時は、観測データのチェックを行い、必要な場合は水位センサーの位置変更や沈下計の盛り替え等を行い、欠測が生じないように配慮する。
- 3）欠測が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡する。

(2) 観測施設の保守・点検

観測施設の保守・点検を次の要領で行う。

- 1) 表－1 に示す観測所において、観測記録の回収時に、44 観測井の自記記録水位計の指示水位と手測り水位、10 観測井の地盤沈下計の指示値とダイヤルゲージの読み値を現場で比較することにより計器の作動状態を把握し、必要に応じてセンサー位置の調整を行うなど欠測が生じないように留意する。自記水位計の指示水位、地盤沈下計の指示値は直読できないので、ダウンロードしたデータを用いて現地で簡易的に計算式により推計した数値を比較に使用することとする。また、前回の記録値と比較して不良な値となっていないかを現地で確認する。併せて計器のバッテリー状態を確認し、必要に応じてバッテリー交換を行う。
- 2) 1) の点検結果は、観測所毎に施設管理日報と写真に記録する。施設管理日報の様式は監督職員が示すものとし、記録は手書きとする。写真は、点検毎に観測施設、観測機器の状況確認写真をデジタルカメラで撮影し、施設管理日報の別紙として添付する。
- 3) 交換用の電池類は発注者が用意する。使用済み電池は、受注者が適切に処理する。
- 4) 観測機器に不具合等が疑われた場合は、速やかに監督職員へ報告し、監督職員の指示により発注者が用意した交換用の観測機器を設置する。
- 5) 自記水位計に鉄さびが付着している、井戸内で引っかかり所定の深度まで挿入できない等の井戸内部の異常を示す現象が見られた場合は、管理日報様式の特記事項欄に記載するとともに監督職員に報告する。
- 6) 観測施設・機器の保守・点検結果については、過年度報告書で記録されている様式に沿って、本業務で実施した内容を追加してこれまでの経緯が一貫してわかるように整理する。なお、整理する内容には、観測施設の状況、観測機器の移設・故障・交換状況等を含む。
- 7) 観測施設内の清掃を毎回の観測記録回収時に行う。

(3) 観測施設の標高測定

五霞、幸手、八千代、野木、4か所の各観測施設において観測井戸の管頭標高測定を行う(表－2)。観測所の近傍に観測所基準点(図－2)を設置してあり、標高を確定しているのので、これを既知点として、相対的な水準測量により、観測施設内の観測井戸の管頭標高を測定する。測定は、レベル、スタッフ等の測量器、鋼尺等を用い、1mmの精度を確保する。測定は、業務期間中の前半に1回行うこととし、測定点の詳細位置は、打合せ時に監督職員が指示する。

(4) 地下水位及び地盤沈下の記録整理

回収した地下水位・地盤沈下観測記録は次の要領で整理を行う。

- 1) 全ての回収データは、観測施設・種別(地下水位、地盤沈下量)毎に電子ファイルに保存する。
- 2) 1) で保存した全てのデータについて、それぞれ毎日1回、午前6時のデータを日代表値として年表形式で整理する。
- 3) 日降水量について、貸与資料に示す各観測井の最寄の気象観測所から収集し、年表形式に整理する。
- 4) 貸与資料と2)～3)で整理したデータ(地下水位、地盤沈下量、降水量)をもとに、観測データの変化を視覚的に示すグラフを作成する。作成するグラフは、①当該年度、②最近2年間(2025～最新時点)、③最近5年間(2022～最新時点)、④観測開始(観測地点毎に異なる)～最新時点まで、⑤指定する5年間(2022年頭～2026年末)の5種類とし、それぞれ観測地点毎に日降水量、地下水位、地盤沈下量の相互の変化の関係がわかるようまとめて示す。グラフの形式は過年度報告書と同様のものとする。

なお、⑤指定する5年間（2022年頭～2026年末）のグラフ作成の対象は、五霞観測所、関宿観測所、越谷観測所、幸手観測所、熊谷観測所、八千代観測所及び石下観測所とする。

- 5) 各観測データの整理は、発注者が提供するMicrosoft（社）製Excelファイルの指定様式を使用する。
- 6) 毎回の記録回収後、観測データを所定のグラフ様式に整理して、（2）で作成した保守・管理記録（管理日報本体等）とともに監督職員に2週間を目処として報告を行う。
- 7) 前年度の業務により回収・整理した成果以後、本業務の開始前に発注者が回収したデータがある場合は、そのデータについても併せて整理する。

第3-2条（その他）

観測施設が破損した、又は設置状態等の調整が必要となった場合は、速やかに監督職員に連絡すること。軽微なものについては監督職員と相談の上、可能な範囲で発見時あるいは後日速やかに受注者の負担で修理又は調整を行うこととする。

第4章 貸与資料等

第4-1条（貸与資料等）

貸与資料等は、以下のとおりである。

番号	資料名
1	令和7年度 地下水位・地盤沈下観測調査業務 報告書
2	観測計器取扱説明書、データ回収用プログラム（動作条件 OS : windows10、11）及び接続コード類一式
3	観測施設詳細位置図（見取り図）
4	手測用水位計
5	S&DLmini 交換用自記水位計センサー、バロメーター（予備）
6	データローガー用専用電池（KADEC21、KADEC R-MIZU 用）
7	ダイヤルゲージ（予備）
8	ワイヤー類（予備）
9	観測施設の鍵

貸与資料等は、業務終了時までに返納しなければならない。

第5章 打合せ

第5-1条（打合せ）

打合せは、主として次の段階で行うものとする。打合せ場所は全て関東農政局庁舎内とする。

- 第1回 業務着手時（業務計画について、契約後速やかに）
- 第2回 中間報告1
- 第3回 中間報告2
- 第4回 報告書（案）とりまとめ段階（全ての現地調査終了後）

打合せ後、受注者は速やかに打合せ記録簿を作成する。

また、業務は電話、電子メール等で監督職員と随時連絡しながら進めることとし、主な協議事項を記録し調査報告書に記載する。

第6章 成果物

第6-1条(成果物)

成果物(調査報告書)は、次の内容を含むものとし、部数等は次表のとおりとする。

- 1) 調査概要
- 2) 調査方法
- 3) 調査経過(施設状況を含む)
- 4) 調査結果
 - ① 観測年表
 - ② 地下水位・地盤沈下グラフ
- 5) 施設管理日報

区分	規格	部数	備考
報告書	A-4版	2部	市販のファイル綴じで可
同上原稿 及び 回収したデータ ファイル	CD-Rも しくはDV D-R	1式	ワープロソフトはWord、表計算ソフトはExcel、いずれもMicrosoft(社)製とする。 提出前にコンピュータウイルスに感染していないことを確認するものとする。

製本上極力分冊を避け、また、分冊を行う場合は、内容の配分を配慮して行うものとする。

第6-2条(成果物の提出先)

成果物の提出先は次のとおりとする。

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
関東農政局 農村振興部 農村環境課

第7章 契約変更

第7-1条(契約変更)

業務請負契約書第15条から第23条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業内容」の項目及び数量等に変更が生じた場合。
- (2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) その他

第8章 環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)について

第8-1条(環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)について)

受注者は、本業務の履行に当たり、以下に示す環境負荷低減に取り組むこととする。

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ・ 労働安全衛生法 (昭和47年法律第057号)

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとし、業務終了時まで取組状況を別紙1により提出すること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率的なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

※農林水産省ホームページ（みどりの食料システム戦略トップページ）

URL：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

第9章 定めなき事項

第9-1条（定めなき事項）

この仕様書に定めなき事項またはこの業務の実施に当たり疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

表一 1 観測所一覧

	観測所名	所在地	観測井			観測項目		水位計の種類	沈下計の種類
			(名称)	(深度)	(口径)	水位	沈下量		
				m	mm				
1	五 霞	茨城県猿島郡五霞町新幸谷	1号井	180	200	○	○	S&DLmini	KADEC-R-MIZU
		(土地改良区事務所内)	2号井	114.5	200	○	○	S&DLmini	
2	関 宿	千葉県野田市平井(総合体育館敷地内)	1号井	180	200	○	○	S&DLmini	KADEC-R-MIZU
3	越 谷	埼玉県越谷市南荻島(市有地内)	1号井	100	200	○	○	S&DLmini	KADEC-R-MIZU
			2号井	200	200	○	○	S&DLmini	
4	幸 手	埼玉県幸手市平野(市有地内)	1号井	100	200	○	○	S&DLmini	KADEC-R-MIZU
			2号井	200	200	○	○	S&DLmini	
5	熊 谷	埼玉県熊谷市上中条(市有地及び土地改良区事務所敷地内)	1号井	32	200	○	○	S&DLmini	KADEC-R-MIZU
			2号井	168	200	○	○	S&DLmini	
6	八千代	茨城県結城郡八千代町新井(町立公園敷地内)	1号井	70	150	○	—	S&DLmini	—
			2号井	106	80	○	—	S&DLmini	—
			3号井	26	30	○	—	S&DLmini	—
7	石 下	茨城県常総市原宿(石下婦人の家敷地内)	1号井	70	150	○	—	S&DLmini	—
			2号井	110	150	○	—	S&DLmini	—
			3号井	32	30	○	—	S&DLmini	—
8	野 木	栃木県下都賀郡野木町潤島(野木町立野木中学校敷地内)	1号井	85	300	○	—	S&DLmini	—
			2号井	141	300	○	—	S&DLmini	—
			3号井	185	300	○	—	S&DLmini	—
9	岩 舟	栃木県栃木市岩舟町曲ヶ島(栃木県立栃木農業高校農場内)	1号井	40	300	○	—	S&DLmini	—
			2号井	85	300	○	—	S&DLmini	—
10	小 山	栃木県小山市下国府塚(小山市立美田中学校内)	1号井	40	300	○	—	S&DLmini	—
11	二 宮	栃木県真岡市久下田(久下田中学校敷地内)	1号井	74	300	○	—	S&DLmini	—
			2号井	103	300	○	—	S&DLmini	—
12	上三川	栃木県河内郡上三川町大山(明治小学校内)	1号井	60	300	○	—	S&DLmini	—
			2号井	200	300	○	—	S&DLmini	—
13	吉 見	埼玉県比企郡吉見町久保田(南公民館敷地内)	1号井	152	50	○	—	S&DLmini	—
			2号井	105	150	○	—	S&DLmini	—
			3号井	28	150	○	—	S&DLmini	—
			4号井	11	50	○	—	S&DLmini	—
14	川 島	埼玉県比企郡川島町八ツ保(土地改良区事務所敷地内)	1号井	32	150	○	—	S&DLmini	—
			2号井	18	150	○	—	S&DLmini	—
			3号井	10	50	○	—	S&DLmini	—
15	芳 賀	栃木県芳賀郡芳賀町芳志戸(町有地内)	1号井	105	50	○	—	S&DLmini	—
			2号井	44	150	○	—	S&DLmini	—
16	宇都宮	栃木県宇都宮市東谷町(宇都宮南高校敷地内)	1号井	100	50	○	—	S&DLmini	—
			2号井	40	150	○	—	S&DLmini	—
17	鹿沼	栃木県鹿沼市みなみ町(鹿沼南高校敷地内)	1号井	50	75	○	—	S&DLmini	—
18	藤 代	取手市毛有640(藤代高校敷地内)	1号井	57	200	○	○	S&DLmini	KADEC21
19	黒磯	那須塩原市鍋掛1477-1(成功山公園敷地内)	1号井	50	40	○	—	S&DLmini	—
			2号井	15	150	○	—	S&DLmini	—
20	西那須野1号	那須塩原市一区町308番地(一区町公民館敷地内)	1号井	80	65	○	—	S&DLmini	—
			2号井	20	150	○	—	S&DLmini	—
21	西那須野2号	栃木県那須塩原市三島5-1-235(大田原地区広域消防組合消防本部那須分署敷地内)	1号井	75	150	○	—	S&DLmini	—
			2号井	20	150	○	—	S&DLmini	—

表－2 標高測定観測所及び測定位置

観測所名	観測所建屋外		観測所建屋内		
	観測所基準点 (建屋外) 標高既知点	標高測定 作業	標高測定箇所 (観測所建屋内基準点)	標高測定 作業	標高測定箇所 (建屋内の観測井)
五霞	23五霞	→	23五霞-1	→	1号井(管頭)
				→	2号井(管頭)
幸手	23幸手	→	23幸手-1	→	1号井(管頭)
				→	2号井(管頭)
八千代	23八千代	→	23八千代-1	→	1号井(管頭)
				→	2号井(管頭)
				→	3号井(管頭)
野木	23野木	→	23野木-1	→	1号井(管頭)
				→	2号井(管頭)
				→	3号井(管頭)
※ 標高測定作業を矢印(→)間に表示					

図-2 観測所基準点位置図

観測所基準点位置図

23五霞



23幸手



23八千代



23野木



イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> 事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> 労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

（備考） 全ての事項について「実施した／務めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、各項目について、一つ以上「実施した／務めた」にチェックを入れること。